

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第21回 戦争前夜と弁護士会

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 金谷 達男 (69期)

### 1 人権蹂躪事件等と弁護士会

大正後期から昭和初期にかけて、人権蹂躪事件、労働事件、農民事件が多発した。ここで活躍したのは、構成員の大部分が東弁会員によって占められていた日本弁護士協会であった。

日本弁護士協会は、昭和11年衆議院選挙における選挙違反事件の捜査において神奈川県寒川村の村人90余名が警察官によって拷問を受けた寒川村人権蹂躪事件や同種の群馬県大胡警察署事件を調査し、加害警察官を告発し、昭和12年には「人権蹂躪ノ根絶ヲ期ス」決議をした。

自由法曹団や日本労農弁護士団も、主に労働事件・農民事件において活躍していたが、自由法曹団は分裂により、日本労農弁護士団は治安維持法違反による検挙によって、その組織的活動もほぼ終息し、活動再開は終戦を待たなければならなかった。

### 2 治安維持法と弁護士会

大正14年、「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織」すること等を処罰する治安維持法が制定された。昭和3年には、緊急勅令により死刑又は無期懲役刑が加えられるなどして重罰化された。

東京弁護士会は、同法の制定には特段反対をせず、昭和9年の臨時総会では同法改正案の賛成決議をした。これは、当時の弁護士会が司法大臣及び検事正の監督下にあり弁護士自治が認められていなかったことに起因すると言われている。他方、日本弁護士協会は、昭和3年に「憲法ノ精神ヲ無視スルモノト」して同法改正への反対決議をした。

### 3 布施懲戒事件

東弁会員であった布施辰治（前述の自由法曹団、日本労農弁護士団のメンバー）は、昭和3年、三・一五

事件（共産党员等488名が検挙・起訴された事件）の弁護人として、移送請求に対する裁判官の対応が不当であるとして忌避を申し立てたが、これが「不穏当ナル言辞ヲ弄シタルモノナリ」として、昭和4年、東京控訴院の懲戒裁判所に起訴された。そ



布施辰治

して、昭和7年、大審院が弁護団の弁論続行要請を拒否して結審し、そのまま「除名に処す」との判決を下したため、布施の弁護士資格が剥奪された。これに対し、東京弁護士会は、判決の8日後に臨時総会を開き、「被告人及ヒ弁護人ノ弁護権ヲ蹂躪スルノ甚シキモノ」として大審院判決を厳しく非難した。なお、その後布施は、治安維持法違反で1年余り服役している。

### 4 思想言論弾圧事件と弁護士会

一方で、赤化判事事件（昭和7年に東京地方裁判所の判事ら4名が日本共産党员であるとして治安維持法違反により逮捕された事件）、滝川事件（昭和8年に京都帝国大学法学部滝川幸辰教授の著書刑法講義及び刑法読本が発売禁止処分を受け、文部省により休職処分を受けた事件）、天皇機関説事件（昭和10年に東京帝国大学法学部美濃部達吉教授の天皇機関説が国体に悖ると非難とされ、貴族院議員等の公職を辞した事件）等が起こり、治安維持法等による思想言論弾圧が猛威を振るっていた。このような状況下にもかかわらず、東京弁護士会は、弾圧に対して表立った抗議行動をしなかった。それどころか、同年、位階勲章、新宿御苑への拝観、在野からの勅撰議員選出等を希望する旨の「弁護士ノ国家的優遇ニ関スル陳情書」を司法大臣に提出した。人権擁護のために悪法に抗う在野法曹の矜持は、当時どの程度あったのだろうか。